

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十一・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十一・五」に改める。

別表第二（第三条関係）中「

二級	1 主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事の職務
三級	1 困難な業務を処理する主査の職務 2 レセプト点検専門官の職務 主幹の職務
四級	1 課長又は副参事の職務 2 困難な業務を処理する主幹の職務
五級	

」を

二級	三級	四級	五級
1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事の職務	1 主幹の職務 2 困難な業務を処理する主査の職務 3 レセプト点検専門官の職務 4 保健事業推進員の職務	1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 困難な業務を処理する保健事業推進員の職務	1 課長又は副参事の職務 2 特に困難な業務を処理する主幹の職務

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和二年十二月一日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。